

浜松市規則第 28 号

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例施行規則を廃止する規則

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例施行規則（昭和 58 年浜松市規則第 22 号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（あらまし）

この規則は、浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例の廃止に伴い、条例施行規則を
廃止するものです。